

USTR が 2013 年外国貿易障壁報告書 (NTE レポート) を公表

2013 年 4 月 7 日
JETRO NY 諸岡

米国通商代表部 (USTR) は 4 月 1 日、2012 年外国貿易障壁報告書 (National Trade Estimate Report on Foreign Trade Barriers: NTE レポート) を議会に提出した¹。

同報告書は、1974 年米国通商法 181 条に従い、USTR が大統領及び議会に対して外国の貿易制限的な政策・慣行等 (貿易障壁) に関する報告を行うものであり、毎年公表される。同報告書には、米国のモノ、サービスの輸出、米国民による直接投資及び知的財産の保護に影響を与える「外国の貿易障壁」が取り上げられる。このうち、知的財産保護に関しては、同報告書の内容が、通商法スペシャル 301 条報告の基礎となる。USTR は、同報告書の提出から 30 日以内に、「スペシャル 301 条報告書」を作成し、知的財産保護の不十分な国に対し「優先国」を特定し、調査及び協議を開始、協議が不調の場合は対抗措置 (制裁) への手続を進めることとなる。

同報告書における「日本部分」は 205 頁～220 頁の 16 頁であり、知的財産部分は 213 頁～214 頁。内容は、ほとんどの項目について、昨年のもをアップデートした程度であるが、GI (地理的表示) に関しては、一般的な記述だった昨年版と比べ、具体的な手続きの導入を求めるものとなっている。知的財産部分の概要は以下の通り。

- 日本は知的財産権を強く保護・執行しているが、米国は引き続き、日本との協議・協力を通じて、知財保護・執行の改善を求めていく。
- 日本が 2011 年 10 月に ACTA に署名し 2012 年 9 月に批准したことはポジティブなステップである。国際的な枠組みである ACTA は、正当な商取引と持続的な世界経済の発展を蝕む模倣品・海賊版の激増に、効果的に対処できる。
- デジタル環境に対応した (複製抑止に関する) 手段の採用等により、模倣品・海賊版の割合を減らすよう、日本政府に求めることを継続した。

¹ [レポート](#) (PDF)

権利者の同意がない場合に、警察や検察が独自に職権上の取り締まりを実施できないためである。

- また、インターネット・サービス・プロバイダー（ISP）がインターネット上で権利者の創作物を保護できるように法律の改善を求めていく。
- 日本政府は、関税法と不正競争防止法を2011年に、著作権法を2012年にそれぞれ改正し、技術に対する保護を拡張したが、権利者が用いたプロテクト技術を許可なしで解除することや、解除のためのツールの提供することに対して、日本政府が刑事的、民事的救済を効果的に得られるように法を強化することを米国政府は勧める（recommend）。
- また、著作権に関し、日本は権利保護期間を映像作品については70年、それ以外の作品は50年としているところ、米国政府は、すべての作品についてその保護期間が国際的な傾向に沿ったものとなるよう引き続き求めていく。
- 日本において2010年に施行された改正著作権法により、違法にダウンロードされた音楽・映像については個人使用に該当しないことが明確化され、さらに、2012年の法改正により、それらの事項が刑事罰の対象とされた。米国政府はこれらのステップを歓迎するが、こうした保護が著作権または関連する権利により保護されるすべての作品に適用されるよう引き続き求めていく。
- GI（地理的表示）に関して、日本が2011年10月に、5年以内に、地理的表示保護に向けた特別（sui generis）な制度を導入する予定であると公表したことに関し、米国政府は引き続きその動向を注視していく²。
- 特に、既存の制度の変更を伴うと考えられる、GI保護の範囲やGI登録に関するセーフガード（safeguard）手続の制定において、原則が確実に守られることを、米国政府は日本政府に求める。
- このセーフガード手続には、既存の商標権者に対する優先的な権利や、一般的な用語（generic term）の使用、さらに異議申立（objection）手続、取消手続が確実に制定されることが含まれる。

なお、他の国としては、EUの中の一部の国、ブラジル、ロシア、インド、中国、アルゼンチン、カナダなどにおいて、知的財産の保護が不十分な面があると指摘されている。

（了）

² 地理的表示に関しては、2008年版において一旦削除され、昨年版において再び盛り込まれた。そして、今年はより具体的な手続の制定を求めるものとなっている。